

学校いじめ防止基本方針

&

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織



平成26年 4月 施行

平成28年 4月改訂

平成30年 4月改訂

北海道士別翔雲高等学校

学校いじめ防止基本方針

北海道士別翔雲高等学校

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）

■ 「学校いじめ防止基本方針」

（第13条）学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

■ 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

（第22条）学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

「北海道いじめ防止基本方針」（平成30年2月15日改訂）

北海道教育委員会 平成30年2月15日 教生学第893号 通知

北海道いじめ防止基本方針の改定

北海道及び北海道教育委員会では、北海道いじめ防止基本方針（以下「道の基本方針」という。）を改定

道の基本方針は、「北海道いじめの防止等に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した。それに伴い、本校においても、学校いじめ防止基本方針の改訂を実施した。

（1）学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

ア 学校及び学校教職員の責務

（ア）学校の責務

- 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない、させない、許さない」集団づくりに努め、互いに認め合いながら滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- 学校は、全ての生徒が安心でき、他者から認められている「居場所づくり」や他者の役に立っていると感じる「絆づくり」の取組を進める。
- 学校は、生徒が安心して通い、学習や生活ができる場をであることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係営まれる環境づくりを進める。

- 学校は、生徒に心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- 学校は、生徒のささいな変化・兆候を看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめたとされる生徒に対しては保護者と連携していじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- 学校は、保護者、地域住民、関係者といじめの問題について認識を共有し、生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

(イ) 教職員の責務

- 教職員は、生徒理解を深め、信頼関係を築き、児童生徒のささいな変化・兆候を看過したり軽視したりすることのないよう努める。
- 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、「学校いじめ対策委員会」による事実関係を確認の上、被害生徒を徹底して守るため組織的な対応を実施する。
- 教職員は、自らの不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることを厳に慎む。

(2) 保護者の責務【条例第7条】

家庭は、生徒にとって温かい愛情に包まれた心のよりどころであるとともに、生徒の教育に関し第一義的な責任を有しています。

- 保護者は、その保護する生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割や、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むとともに、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせる。
- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義（調査を行う際の判断基準）

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」をいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※ポイント1：「いじめられた」とする生徒の気持ちを重視する。

※ポイント2：「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

※ポイント3：「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど。

※ポイント4：善意にもとづく行為であっても、相手の心身の苦痛を感じることもあることや、被害者と加害者が入れ替わることなども考慮して対応する。

(2) いじめに対する基本的な考え方（認識）

- ・「いじめ」は、「絶対に許されない」、「いじめる側が悪い」。
- ・「いじめ」は、「どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」
- ・「いじめ」は、「どの生徒も、被害者にも加害者にもなり得る」ことを理解する。
- ・「いじめの未然防止」は、「学校・教職員の重要課題」である。

○ いじめを受けた生徒に対しの中には、その行為が、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

○ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

○ 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

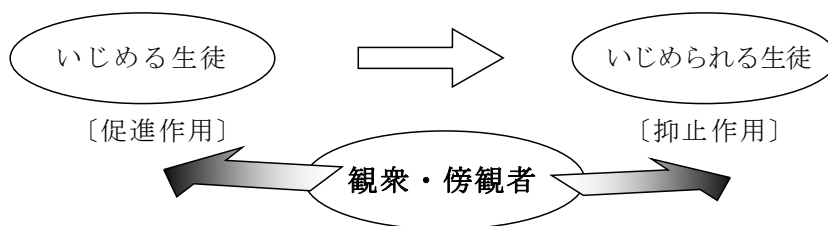
なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。

○ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する

○ 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめの構造と動機

① 構 造



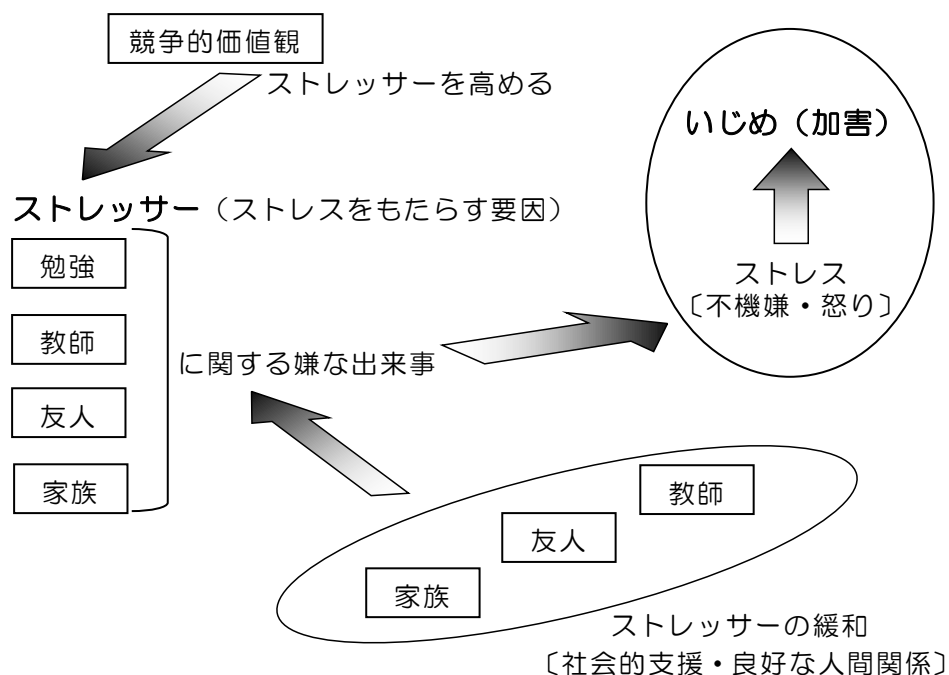
② 動 機

（出典：東京都立研究所）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強い者に追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろなを晴らしたい）

参考例：いじめの背景にあるストレス等の要因

いじめ加害に向かわせる要因の関係モデル（出典：国立教育政策研究所）



（４）いじめの態様

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令・脅し、性的辱め、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り、SNS等へのメール等による誹謗中傷、なりすまし、本人を辱める画像の流出など

3 いじめ防止の指導体制（組織的対応）

（１）日常の指導体制（未然防止・早期発見）・・・・・・・・別紙１

（２）重大事態・緊急事態の組織対応（いじめを認知した場合の対応）・・・・・・・・別紙２

4 いじめの予防

- (1) 学業指導の充実
 - ・規範意識や帰属意識を互いに高める集団づくり
 - ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりに配慮した授業づくり
 - ・命を大切にした教育の充実
- (2) 特別活動、道徳教育の充実
 - ・ホームルーム活動を通じた望ましい人間関係づくり
 - ・ボランティア活動
- (3) 教育相談の充実
 - ・定期面談（４月、１０月）、随時面談
- (4) 人権教育の充実
 - ・教科指導を通じた人権意識の啓発
 - ・講演会
- (5) 情報教育の充実
 - ・教科「情報」におけるモラル教育
- (6) 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・授業公開、行事公開、ＨＰでの教育活動の公開
- (7) 居場所づくり、絆づくり
 - ・授業や行事におけるどの生徒も成就感を味わえる場面づくり
 - ・主体的に取り組む協同的な活動を通して自己有用感を感じる集団づくり
- (8) 教職員による日常的な教育的配慮
 - ・個に応じた指導方法の充実
 - ・特別な配慮の必要な生徒への効果的な支援と指導方法の検討・実施

5 いじめの早期発見

- (1) いじめ発見
 - いじめ行為を直接発見した場合はその行為をその場で止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。
- (2) 「いじめられている生徒」と「いじている生徒」のサインの察知・・・別紙３、４
- (3) 相談体制の整備
 - ・相談窓口の設置、生徒や保護者への周知
- (4) 定期的調査の実施
 - ・「いじめ」アンケートの実施（５月、１０月）
 - ・必要に応じて、随時及び緊急アンケートを実施する。
- (5) 情報共有、対応策の策定
 - ・報告経路の明示、報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握、指導
 - ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① 「いじめられている生徒」への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・安全・安心を確保する | ・心のケアを図る |
| ・今後の対策について、ともに考える | ・活動の場等を設定し、認め、励ます |
| ・暖かい人間関係をつくる | ・継続的な指導を約束する |

② 「いじめている生徒」への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努め指導や支援を実施する
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

(2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

① 「いじめられている生徒」の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・じっくりと話を聞く
- ・継続的な指導を約束する
- ・苦痛に対して、本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

② 「いじめている生徒」の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性があるとの認識を共有する
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるためには保護者の協力が必要であることを理解してもらう

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある

- ・ 慎重さも大切だが、時間をおかない
- ・ 相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

① 教育委員会との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導や保護者への対応についての助言
- ・ 関係機関との調整

② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われることがある
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合がある

③ 福祉関係機関との連携

- ・ 家庭での養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活や環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめ

- ・ 文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。
- ・ 特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める。
- ・ 掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する。

以上の状況がいじめに起因する場合、刑法の適用となることを教職員、生徒、保護者が認識し、共有することが必要である。

(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

- ・ フィルタリングの推進
- ・ 保護者の見守り

② ネット社会についての講話（防犯）の実施

- ・ ネットトラブル防止教室の実施
- ・ ネットパトロールの定期的（毎月複数回）な実施

③ 情報教育の充実

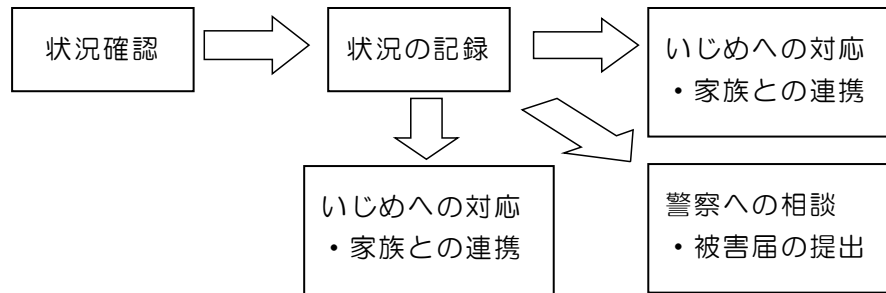
- ・ 各教科における「命を大切にする学習活動」の充実
- ・ 教科「情報」における情報モラル教育の充実
- ・ HR・特別活動における、倫理観の醸成

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態・緊急事態の発生

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている。

- ・生徒が自殺を図る場合
- ・精神性の疾患を発症する場合
- ・身体に重大な障害を負う場合
- ・高額の商品を奪い取られる場合

以上の状況がいじめに起因する場合、刑法の適用となることを教職員、生徒、保護者が認識し、共有することが必要である。

② 生徒が長期間にわたり学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続しないが断続的に欠席を繰り返す場合

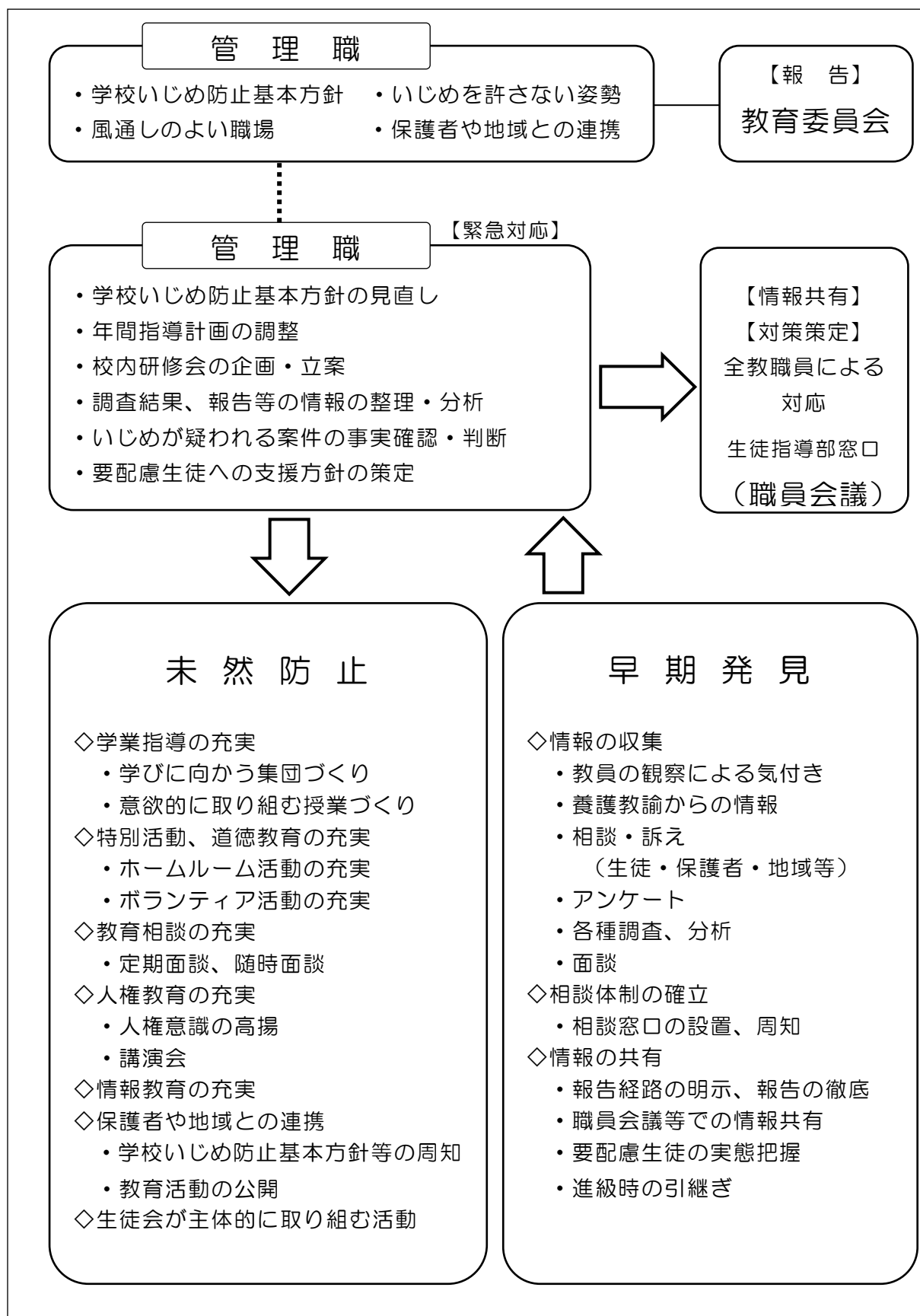
(2) 重大事態時の報告・調査協力

① 道教委への報告

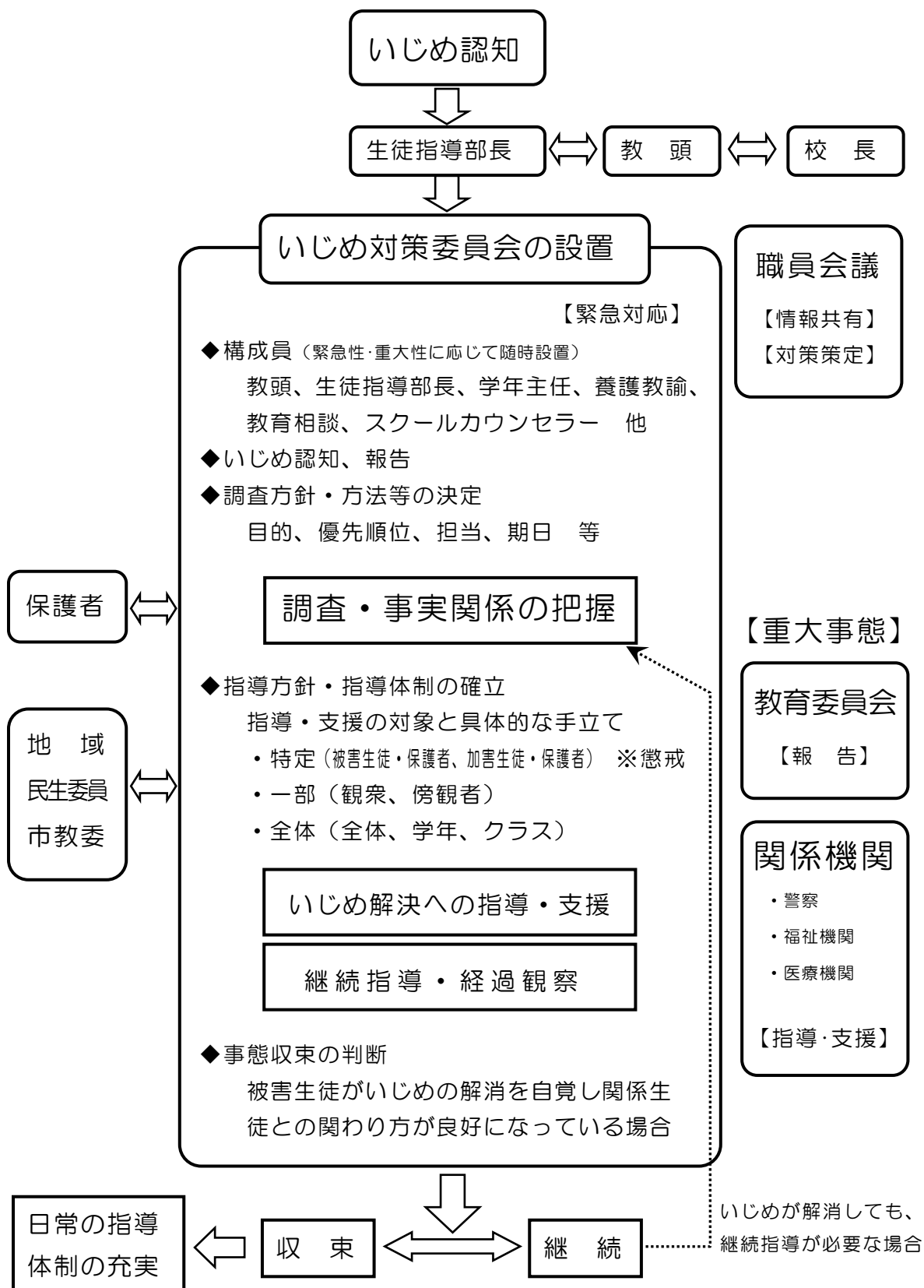
② 道教委設置の緊急調査組織への協力依頼

③ 管内支援チーム・関係機関への支援要請

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



重大事態・緊急事態時の組織対応



1 「いじめられている生徒」のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で、多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないようにする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない。 ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている。 ☐ 体調不良を訴える。 ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる。 ☐ 教材等の忘れ物が目立つ。 ☐ 机周りが散乱している。 ☐ 決められた座席と異なる席に着いている。 ☐ 教科書・ノートに汚れがある。 ☐ 突然個人名が出される。
休み時間等	☐ 弁当にいたずらをされる。 ☐ 昼食を教室の自分の席で食べない。 ☐ 用のない場所にいることが多い。 ☐ ふざけ合っているが表情がさえない。 ☐ 衣服が汚れていたりしている。 ☐ 一人で清掃している。
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 「いじめている生徒」のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
☐ 教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。 ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ☐ 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
☐ 嫌なあだ名が聞こえる。 ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い。
☐ 壁等にいたずら、落書きがある。 ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

サ イ ン
☐ 学校や友人のことを話さなくなる。 ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ☐ 不審な電話やメールがある。 ☐ 遊ぶ友達が急に変わる。 ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出ない。
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える。 ☐ 食欲不振・不眠を訴える。
☐ 学習時間が減る。 ☐ 成績が下がる。
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ☐ 自転車がよくパンクする。 ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる。 ☐ 大きな額の金銭を欲しがる。